# 座間市教育委員会3月定例会 提出議案一覧(追加)

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	21	座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育総務課長
2	22	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	教育総務課長
3	23	座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程	教育総務課長

# 議案第21号

座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会公印規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月27日提出

座間市教育委員会 教育長 木 島 弘

# 提案理由

座間市公印規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会公印規則(昭和61年座間市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条」の次に「、第6条、第8条」を加える。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式で、現に残存するものは、所要の 修正を加え、なお使用することができる。

## 座間市教育委員会公印規則新旧対照表 (案)

(準用)

第5条 この規則に定めるもののほか、公印の使用等に関し必要な事項は、座間市公印規則(昭和46年座間市規則第15号)第2条、第5条から第12条まで及び第14条の規定を準用する。この場合において、「公印主管部長」とあるのは「教育委員」と、「公印主管課長」とあるのは「総務主管課長」と、「市長」とあるのは「総務主管課長」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替える。

(準用)

第5条 この規則に定めるもののほか、公印の使用等に関し必要な事項は、座間市公印規則(昭和46年座間市規則第15号)第2条、第5条、第6条、第8条から第12条まで及び第14条の規定を準用する。この場合において、「公印主管部長」とあるのは「教育委員会総務主管部長」と、「公印主管課長」とあるのは「総務主管課長」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替える。

# 議案第22号

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月27日提出

座間市教育委員会 教育長 木 島 弘

# 提案理由

座間市事務決裁規程の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

#### 座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程(昭和58年座間市教育委員会訓令第1号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第6項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

7 課長が不在の場合で課長補佐も不在のとき又は課長補佐が置かれていないとき、かつ、主管 係長が不在又は主管係長が置かれていないときは、職務の級の上位の者が、上位の者が複数い るときは号給の上位の者が、号給の上位の者が複数いるときは年齢の上の者がその事務を代決 することができる。

第5条を削る。

第6条中「第19条」を「第15条」に改め、同条を第5条とする。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

# 座間市教育委員会事務決裁規程新旧対照表 (案)

座間市教育委員会事務決裁規程新旧対照表 (案)			
現行	改正案		
(代決)	(代決)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2~5 (略)	2~5 (略)		
6 課長が不在の場合で課長補佐も不在のと	6 課長が不在の場合で課長補佐も不在のと		
き又は課長補佐が置かれていないときは、	き又は課長補佐が置かれていないときは、		
主管係長がその事務を代決することができ	主管係長がその事務を代決することができ		
る。ただし、班においては、職務の級の上	る。		
位の者が、上位の者が複数いるときは給料			
表の上位の者が、給料表の上位の者が複数			
いるときは年齢の上の者が代決することが			
<u>できる。</u>			
	7 課長が不在の場合で課長補佐も不在のと		
	き又は課長補佐が置かれていないとき、か		
	つ、主管係長が不在又は主管係長が置かれ		
	ていないときは、職務の級の上位の者が、		
	上位の者が複数いるときは号給の上位の者		
	が、号給の上位の者が複数いるときは年齢		
	<u>の上の者がその事務を代決することができ</u>		
	<u>5.</u>		
第5条 決裁区分は、次に掲げるとおりとす			
<u> </u>			
教 教育長の決裁を受けるもの			
部 部長の決裁を受けるもの			
次 次長の決裁を受けるもの			
課の課長決裁を受けるもの			

**P7** 

第6条 この訓令に定めるもののほか、事務 85 この訓令に定めるもののほか、事務

(準用)

(準用)

現行

の専決、代決等に関し必要な事項は、座間市事務決裁規程(昭和47年座間市訓令第4号)第3条、第4条、第6条、第7条及び第13条から第19条までの規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

## 改正案

の専決、代決等に関し必要な事項は、座間市事務決裁規程(昭和47年座間市訓令第4号)第3条、第4条、第6条、第7条及び第13条から<u>第15条</u>までの規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

# 議案第23号

座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月27日提出

座間市教育委員会 教育長 木 島 弘

# 提案理由

座間市文書管理規程の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

#### 座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会文書管理規程(昭和61年座間市教育委員会訓令第2号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「文書」を「行政情報(座間市文書管理規程(昭和47年座間市訓令第7号。以下「文書管理規程」という。)第2条第2号に規定する行政情報をいう。)」に改める。

第3条中「座間市文書管理規程(昭和47年座間市訓令第7号)」を「文書管理規程」に改める。

### 附則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第4号様式、第6号様式及び第19号様式で、 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

# 座間市教育委員会文書管理規程新旧対照表(案)

現行 改正案

(趣旨)
第1条 この訓令は、座間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)
第1条 この訓令は、座間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の<u>行政情報で値間市文書管理規程(昭和47年座間市訓令第7号。以下「文書管理規程」という。)第2条第2号に規定する行政情報をいう。)第2条第2号に規定する行政情報をいう。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</u>

(準用)

第3条 この訓令に定めるもののほか、文書 管理に関し必要な事項は、<u>座間市文書管理</u> <u>規程(昭和47年座間市訓令第7号)</u>の規 定を準用する。 (準用)

第3条 この訓令に定めるもののほか、文書 管理に関し必要な事項は、<u>文書管理規程</u>の 規定を準用する。